平成２４年（フ）第１６４号
千葉県富津市売津34番地の２
債務者　神子　藤江
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１５４号
富山県高岡市伏木東一宮４番11号
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１号
金沢市山科３丁目16番35号、従前の住所金沢市寺地２丁目19番４号
債務者　田澤　洋子（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２８３号
長野県須坂市墨坂５丁目24番５号　ピアチェーレ205
債務者　吉越政二郎
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
長野県諏訪市沖田町１丁目147番地２　サンコーポ藤101
債務者　川満　浩安
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７６号
長野県上伊那郡南箕輪村2380番地266　アースコートハイム201号室
債務者　志賀　泰弘
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第１号
長野県伊那市美原7448番地340
債務者　宮下　広美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２４年（フ）第９９号
三重県伊賀市西明寺2783番地の12　コーポセジュール101号室、前住所三重県伊賀市予野4813番地の573
債務者　濱辺　幸男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２４２号
三重県四日市市泊小柳町３番13号　アンベリール302
債務者　山中　　信
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
三重県四日市市大字羽津戊753番地７、前住所三重県四日市市阿倉川町10番５号
債務者　西本　栄子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２８４号
三重県四日市市安島２丁目４番15号　ＹＳ安島ビル301
債務者　前田　正樹（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
奈良市佐保台西町87番地　シオン平城山２―Ｃ号
債務者　尾﨑千恵美（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１０号
奈良市横井５丁目452番地101号
債務者　杉本万里奈
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７４号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5051番地の８
債務者　石國　和惠
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２６号
広島県山県郡安芸太田町大字加計3264番地４
債務者　戸川美恵子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３１号
広島市中区白島九軒町16番２―405号
債務者　山本　亮太
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６４号
山口県下関市豊北町大字粟野5133番地34
債務者　藤野美代子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係